

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

平成30年度の制度改正により、埼玉県より標準保険税率が示されております。市町村は県の示す標準保険税率を参考に保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、県への納付金相当額を確保することが求められています。低所得者に配慮しつつ、町の国保財政状況に応じた保険税率となるよう努めて参ります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世帯への負担を軽減するべく、平成31年4月より、子供医療費の助成制度の支給対象者を18歳まで拡大しましたので、現段階では国保税における子どもの均等割負担の廃止につきましては検討しておりません。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

決算補填等目的の法定外一般会計繰入金は、解消・削減すべき赤字とみなされます。赤字市町村は、赤字の要因分析を行い、赤字解消計画を作成するよう埼玉県国民健康保険運営方針に定められています。引き続き、健康づくりや医療費適正化など必要な対策に取り組みながら、国保財政の健全化を図って参ります。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

美里町国民健康保険税条例第25条で税の減免等を規定しております。まずは納税相談等により相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、減免制度の申請へ繋げております。住民に寄り添った対応を心がけ、制度が十分に機能するよう努めております。

災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

美里町国民健康保険税条例第 25 条第 1 項第 2 号で、災害のため国保税の納付が困難になった方への減免を規定しておりますので、適正に対応して参ります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

軽減制度につきましては、窓口等において相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、申請へ繋げております。

また、低所得者世帯につきましては「7割・5割・2割軽減」の軽減制度を実施しております。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請の際は内容を一緒に確認しながら手続をしていただき、住民の方が不安なく申請できるよう配慮して参ります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納者と納税相談の中で現状の収支を聞き取り、生活困窮している場合は、現在の状況をみながら、生活支援等の部署への紹介をしております。

- ② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

税金は、納期内納付が原則です。滞納処分については、税の公平・公正を保つため、法令に基づき必ず行わなくてはならない行為です。

また、滞納処分にあつては、法令の基づいた差押禁止額を考慮して実施しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置

は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

被保険者の状況を把握し、適正な被保険者証の交付に努めます。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は発行しておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

委員構成は、被保険者代表5名、医師及び歯科医師並びに薬剤師が5名、有識者5名の合計15名です。公募については他市町村の状況を勘案し今後検討します。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

会議録については、情報公開制度に則り公開請求することが出来ます。住民の意見が十分反映されるよう運営して参ります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査については、集団、個別健診ともに無料で実施しています。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

集団の特定健診は、6月と8月の11日間実施します。また、個別健診については、平成30年度から期間を延長しており、本年度は11月11日から2月29日まで実施する予定です。健診項目については、法令で定められているもののほか、追加項目として貧

血検査等を実施しております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

保健センターを中心に、健幸ポイント事業や高血圧を対象とした方への訪問指導事業などを実施しています。平成29年度は保健師が1名増員となりました。

今後保健事業を推進していく上でも、保健師は重要な役割を担っておりますので、増員について検討いたします。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

保健事業を実施する上で、保険者は傷病や診療内容など重要な情報を取り扱うこととなります。情報管理の徹底と情報の流出防止に十分留意してまいります。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

保険者である後期高齢者広域連合と連携し、法令に基づき対応して参ります。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

町では人間ドック助成、健幸ポイント事業を実施しています。高齢者の方が健康で暮らしていけるよう健康事業に取り組んでまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診、がん検診及び歯科検診は、無料で実施しています。人間ドックにつきましては、費用の一部を助成しています。人間ドックの無料化については、近隣市町村と調整しながら検討します。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

第7期介護保険事業における地域支援事業の見込みは、平成30年度から平成32年度の合計で123,800千円となっており、事業は計画的に実施しているところでございます。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

B類型の実施内容については、現在検討中です。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

総合事業は、高齢者の大幅な増加が予想される中、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護のみならず医療、生活支援、介護予防を包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指した事業です。

ご質問の「現行相当サービス」の確保でございますが、平成30年4月1日に「新しい総合事業」に「訪問型サービスA及び通所型サービスA」を創設しました。

サービス内容は、概ね「現行相当サービス」と同様となっております。

創設したサービスは、個々人の状況に応じたサービスが利用できるものと考えているところでございます。

利用につきましては、あくまで、利用者ご本人、ご家族の意思あつてのことでございますので、地域包括支援センターでは密にご相談に応じられるよう専門員の配置など体制を整えております。

3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

地域の繋がりや支えあいの場の構築です。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。

さい。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

在宅で高齢者を介護されている家族のかたを対象に、在宅で介護する側の心と身体を守るための知識や技術を学ぶとともにリハビリ職と介護職を交えて意見交換を行い参加者同士の交流を図っております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

美里町においては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の利用希望はありませんが、地域包括ケアシステムにとっても有効なサービスと考えるので、事業所の参入等を積極的に進めていきたいと考えております。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者への支援等は町も国に期待するところであり、処遇改善や補助事業等を事業者が受けられるよう、国や県の施策に従い事務を進めてまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

関係法令に基づき対応して参ります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

平成30年度は特に行っておりません。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

入所希望者に対して安定的なサービスが提供できるよう、事業者の整備意向など考慮しながら、県等と調整を図って参ります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

入所施設の種類や要介護度により利用料は異なります。入所希望者の状況に合った施設利用が可能であると考えております。また、生活困窮者については生活支援等の部署とも連携しております。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

埼玉県特別養護老人ホーム入所指針による入所の判断とすることで、施設にも通知しております。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

交付金額 1,513,000円

用途は介護予防事業・日常生活支援事業の取組みにかかる経費の公費負担以外の第1号被保険者の保険料分へ充てました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

現時点では見込額は未定です。用途については2018年度と同様と考えております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

していません。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

限られた財源の中で、誰もが安心して必要な介護サービスを受けられる制度を維持するために、ご理解をお願いしたい。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

低所得者の保険料軽減は2019年度より更に強化いたしました。減免については条例で定めるところと考えております。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

滞納処分にあたっては、機械的な対応にならないようできる限り納税相談を行い、減免の申請の際には、制度のしくみや書類の書き方を丁寧に説明し、簡単に記入できるよう配慮しています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり目指し、健康づくり・介護予防事業の推進、介護保険サービスの充実を図っています。自立支援・介護予防・重度化予防の各事業を実施しています。平成30年度の介護給付費は平成29年度と比較すると減少しておりません。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

非課税世帯の利用料に関しては、町の利用者負担金助成制度により、在宅サービスに係る負担金の2分の1又は4分の1を助成しております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

平成 30 年度の高齢者虐待の相談件数は 3 件で、対応については、関係法令に基づいて実施おります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

児玉郡市障害者自立支援協議会にて検討中です。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

児玉郡市障害者自立支援協議会を構成している児玉郡 1 市 3 町で、連携を図り対応を検討したいと考えております。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

現在美里町には入所待機者はおりませんが、美里町障害者計画では、入所施設等の基盤整備の充実を図るよう位置付けしております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

平成 29 年度策定済みの障害者障害福祉計画・障害児福祉計画において、各障害者へアンケートを実施し、障害者、家族の生活実態を把握し、反映した計画を策定いたしました。今後も課題を解決できるよう努めてまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

将来的に入所を希望すると想定される障害者について把握するよう努めてまいります。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

美里町障害者計画に基づき、児玉郡市内の各市町と調整を図り、検討したいと考えております。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

各地区の民生委員による一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の見守り支援を行っており、課題や問題を抱えている高齢者世帯の実態把握に努めております。また介護、包括支援担当と連携して実態把握に努め、対策を検討したいと考えております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

児玉郡市内の各市町と足並みを揃え、平成31年1月から、所得制限を導入しましたが、現在、所得制限により受給対象外となった対象者はありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

平成27年4月から児玉郡市内の医療機関において現物給付を実施しております。医療費の現物給付等については、児玉郡市1市3町と医師会において協定締結しているため、今後も児玉郡市1市3町で検討してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

対象範囲を拡大することにつきましては、現在のところ検討しておりません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

県単事業の障害者生活サポート事業はすでに実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間の拡大については検討しておりません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

美里町では成人障害者への利用料の町単補助を行っております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

今後、必要に応じて要望してまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

ガソリン代支給制度については、今年度4月1日から視覚障害者の介助者に対し支給の対象を拡充しました。所得制限や年齢制限を導入することは検討しておりません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

児玉郡市で足並みを揃えて検討してまいります。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

美里町で作成している要支援者名簿は、要介護者、障害者、見守り支援が必要な方など家族がいる世帯の方についても登録しています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

現在福祉避難所は6箇所、内、民間法人等所有施設が5箇所、その他特別支援学校が1箇所指定しております。今後民間法人所有施設の開設訓練（図上訓練）の実施を計画する中で検討してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにして下さい。

【回答】

避難行動要支援者支援制度の周知とともに、救援物資等の支援が受けられるよう制度利用の推進を図ります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

関係機関と検討してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

美里町には現在待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

町内私立保育園4園で合計290人の定員に対し、管外からの受託児童を含め305人受け入れております。（0歳…5人、1歳…36人、2歳…55人、3歳…67人、4歳…64人、5歳…78人（4/1現在））

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在待機児童はおらず、保育施設の増設等は考えておりません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

法令や配置基準等に基づき受け入れております。今後も民間保育所と連携し、受け入れを行います。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

美里町には現在認可外保育施設はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善を図るため、民間保育所への補助金の見直しを検討してまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

近隣市町の状況を勘案し、検討してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

美里町には現在認可外保育施設はありません。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

法令等に基づき、民間保育所の意向を尊重しつつ適切な事務を行います。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

美里町は、待機児童はおりません。また、各学童保育で1支援単位おおむね40人以下となっております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

法令等に基づき、放課後児童クラブと調整しながら適切に対処してまいります。また、美里町ではキャリアアップ事業を申請しております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

今後の動向を注視し、適切に対処してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

平成31年4月から、児玉郡市において18歳年度末まで拡大いたしました。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

今後の動向を注視し、機会を捉え要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

実施機関ではないので回答できません。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

実施機関ではないので回答できません。

2. 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護の相談の際は、生活保護のしおりに基づき制度の説明を行い、相談者の申請の意思を確認のうえ、申請書を渡し対応しております。申請書を受理後は速やかに埼玉県福祉事務所へ進達しております。

3. 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019 年 10 月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

実施機関ではないので回答できません。

4. ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

実施機関ではないので回答できません。

5、 埼玉県の外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

実施機関ではないので回答できません。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

今後必要に応じて、児玉郡市で足並み揃えて要請してまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

埼玉県主催による生活困窮者自立支援法制度の研修会を実施しております。今後も制度の周知と町内連携を図るために研修会を実施する予定です。